

## 意見公募要領

## 1 意見公募対象

特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律施行規則の一部を改正する省令案等（新旧対照表）

## 2 意見公募の趣旨・目的・背景

総務省及び経済産業省は、相互承認に関する日本国と欧州共同体との間の協定の適確な実施を確保するため、特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律（平成13年法律第111号）等の規定に基づき、特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律施行規則（平成13年総務省・経済産業省令第3号）等を定めています。

今般、同協定の通信端末機器及び無線機器に関する分野別付属書並びに電気製品に関する分野別付属書に規定する欧州共同体の関係法令及び運用規則（以下「関係法令等」という。）について、同協定第8条8(c)の規定に基づき、欧州共同体より我が国に対して改正を行う旨の通報があったこと等から、それらを踏まえて当該関係法令等を引用する同施行規則等の一部を改正します。

## 3 資料入手方法

準備が整い次第、電子政府の総合窓口（e-Gov）（<http://www.e-gov.go.jp>）の「パブリックコメント」欄及び総務省ホームページ（<http://www.soumu.go.jp>）の「報道資料」欄に掲載するとともに、連絡先窓口において配布することとします。

## 4 意見の提出方法

下記（1）の場合は、意見提出フォームに郵便番号、氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を記載の上、意見提出期限までに提出してください。

下記（2）～（4）のいずれかの場合は、意見書（別紙様式）に氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）、並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を明記の上、意見提出期限までに提出してください。

なお、提出意見は必ず日本語で記入してください。

## （1）電子政府の総合窓口「e-Gov」を利用する場合

電子政府の総合窓口「e-Gov」（<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>）の意見提出フォームから御提出ください。

なお、添付ファイルは利用できません。添付ファイルを送付する場合は、（2）により提出してください。

(2) 電子メールを利用する場合

電子メールアドレス：mra-law\_atmark\_soumu.go.jp

総務省総合通信基盤局電波部電波環境課認証推進室 あて

- ※ スпамメール防止のため@を「\_atmark\_」としております。送信の際には恐れ入りますが、半角に修正の上、お送りいただきますようお願いいたします。
- ※ 意見の提出を装ってウイルスメールが送付される事案を防ぐため、(1)の電子政府の総合窓口（e-Gov）を極力ご利用いただきますよう、ご協力の程よろしくお願いいたします。
- ※ メールに直接意見を書き込んでいただきますようお願いいたします。添付ファイルを送付する場合、ファイル形式は、テキストファイル、マイクロソフト社Wordファイル、ジャストシステム社一太郎ファイルにより提出してください（他のファイル形式とする場合は、担当までお問合せください。）。
- ※ 電子メールアドレスの受取可能最大容量は、メール本文等を含めて10MBとなっています。

(3) 郵送する場合

〒100-8926 東京都千代田区霞が関2-1-2 中央合同庁舎第2号館

総務省総合通信基盤局電波部電波環境課認証推進室 あて

別途、意見の内容を保存した光ディスクを添えて提出いただくようお願いする場合があります。その場合の条件は次のとおりです。

- ディスクの種類：CD-R、CD-RW、DVD-R又はDVD-RW
- ファイル形式：テキストファイル、マイクロソフト社Wordファイル又はジャストシステム社一太郎ファイル（他のファイル形式とする場合には、事前に担当者までお問い合わせください。）
- ディスクには、提出者の氏名、提出日、ファイル名を記載してください。  
なお、送付いただいたディスクについては、返却できませんのであらかじめ御了承ください。

(4) F A Xを利用する場合

F A X 番号：03-5253-5914

総務省総合通信基盤局電波部電波環境課認証推進室 あて

- ※ 連絡先窓口の担当に電話連絡後、送付してください。
- ※ なお、別途、電子データによる送付をお願いする場合があります。

**5 意見提出期間**

平成28年2月26日（金）から平成28年3月28日（月）まで（必着）

**6 留意事項**

- 意見が1,000字を超える場合、その内容の要旨を添付してください。また、それぞれの意見には、当該意見の対象である命令等の案の名称、そのページ等を記載してください。
- 提出された意見は、電子政府の総合窓口（e-Gov）及び総務省ホームページに掲載するほか、

総務省総合通信基盤局電波部電波環境課認証推進室及び電気通信事業部電気通信技術システム課にて配布又は閲覧に供します。

- 御記入いただいた氏名（法人又は団体にあつては、その名称並びに代表者及び連絡担当者の氏名）、住所（所在地）、電話番号、電子メールアドレスは、提出意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために利用します。
- なお、提出された意見とともに、意見提出者名（法人又は団体にあつてはその名称及び代表者の氏名に限り、個人で意見提出された方の氏名は含みません。）を公表する場合があります。法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名について、匿名を希望される場合には、その旨を記入してください（連絡担当者の氏名は公表しません。）。
- 意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ御了承ください。
- 意見提出期間の終了後に提出された意見、意見募集対象である命令等の案以外についての意見については、提出意見として取り扱わないことがありますので、あらかじめ御了承ください。
- 提出された意見は、結果の公示の際、必要に応じ整理・要約したものを公示することがあります。その場合には、提出された意見を連絡先窓口へ備え付け、閲覧に供しますので、あらかじめ御了承ください。
- 提出された意見を公示又は公にすることにより第三者の利益を害するおそれがあるとき、その他正当な理由があるときは、提出意見の全部又は一部を除いて公示又は公にすることがありますので、あらかじめ御了承ください

#### 連絡先窓口

総務省 総合通信基盤局 電波部 電波環境課 認証推進室

担 当：今井課長補佐、鮫島国際認証係長、中川官

電 話：03-5253-5908

F A X：03-5253-5914

E-mail: mra-law\_atmark\_soumu. go. jp

総務省 総合通信基盤局 電気通信事業部 電気通信技術システム課

担 当：川崎課長補佐、茂呂設備係長

電 話：03-5253-5862

F A X：03-5253-5863

E-mail: shisutemuka\_atmark\_soumu. go. jp

経済産業省 産業技術環境局 基準認証ユニット 相互承認推進室

担 当：渡邊室長補佐、木下相互承認企画係長

電 話：03-3501-9471

F A X：03-3580-8637

E-mail: j-us-emc\_atmark\_meti. go. jp

※スパムメール対策のため、「@」を「\_atmark\_」と表示しております。

送信の際には、「@」に変更してください。

# 意見書

平成 年 月 日

総務省総合通信基盤局

電波部電波環境課認証推進室 あて

郵便番号

(ふりがな)

住所(所在地)

(ふりがな)

氏名(法人又は団体名等)(注1)

電話番号

電子メールアドレス

「特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律施行規則の一部を改正する省令案等に関する意見募集」に関し、別紙(注2)のとおり意見を提出します。

注1 法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名を記載すること。併せて、連絡担当者の氏名を記載すること。

注2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。別紙にはページ番号を記載すること。

別紙様式

該当箇所	御意見